

令和3年度第1回北本市自治基本条例審議会 次第

日 時 令和3年4月13日（火）
午後2時から

会 場 市役所3階 会議室3-E・F

1 開 会

2 議 事

(1) 北本市自治基本条例の意見及び各条検証（第1条から第15条まで）
と各条に対する本市の取組状況について

(2) その他

3 閉 会

<配布資料>

- ・ 資料1 北本市自治基本条例の検証について（諮問）に対する意見及び今後の対応
- ・ 資料2 自治基本条例の各条検証と取組状況

（参考資料）

- ・ 北本市自治基本条例
- ・ 北本市自治基本条例審議会規則
- ・ 北本市自治基本条例審議会委員名簿

諮問	意見	今後の対応
1. 経年による形骸化に関する意見	北本市自治基本条例が施行されるまでに、約3年間の議論を重ねているだけあって、今でも問題ない内容であると思う。	
	改めて市民に認識してもらうための告知の工夫をすべきだと思う。特に前文の内容を知らせて欲しい。	周知方法を含め対応検討します。
	市民の権利、責務はあるが、自らが主役としてどう認識し、どのような行動をするのかの「役割」が明記されていない。地元地域での自治会のコミュニティの形成や育成、まちづくりへの積極的な参加（仕方）などの役割を明記すること。同様に、地域コミュニティの役割も重要だと思う。住民の最も身近な地域を形成している、自治会やコミュニティの役割は大きいと思う。	要検証（関連条文：第5条）
	形骸化は現時点では見られない。条文の文言に、特段の時点修正の必要はないと考えます。	
	市民のまちづくりの参加を、市民の自主性、主体性をどこまで求めるのか。市民の意見、要望をどのように取扱うのか。	要検証（関連条文：第4条）
	行政評価、オンブズマン制度について。	要検証（関連条文：第12、13、14、15、16条）
	市民、議会、行政の三者をどのように各々を尊重して連携をするのかの定義が必要ではないか。	要検証（関連条文：第4、5、6、7、8、9、10条）
	改めてまちづくりの北本市自治基本条例を精読させていただき、内容の充実さが理解できた。	
	市民が条例をどう受け止め評価しているか。市民の声を行政経営部がどのように整理されているかによって形骸化されているかわかるのではないか。	要検証（関連条文：第12、13、14、15、16条）
	素晴らしい振興計画、政策1～7の大綱、特に人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト1・2は国からの地域指定になっているのか？効果は現れてきているのか。進捗状況が知りたい。	公式ホームページにて行政評価という形で進捗状況を公開しております。リーディングプロジェクトによる国からの指定地域には至っておりません。
2. 時代の変化に応じた新しい視点が必要か否かに関する意見	初回の会合で配られた資料3「すすめよう！市民主役のまちづくり」の改訂版を発行してはどうか。その時には10年間の市民参画の変化（成果）をお知らせして、自治基本条例の重要性を理解してもらいたい。	周知方法、掲載内容を含め対応検討します。
	「広報きたもと」が読みやすく、楽しい内容になってきているので、一度自治基本条例の特集をしてはどうか。条例の条文だけを紹介するとかたくなって、読む人が少なくなることが予想される。	周知方法を含め、担当課と対応検討します。
	北本市のホームページで、北本市自治基本条例と検索しても、パッと条文が出てこない！出るようにしてほしい。	関係ページを開いた際、条文が先頭に来るように調整しました。
	新しい視点は必要と思う。ネットワーク環境が一段と進み、それを積極的に享受する市民が増えていることで、市民、議会、行政の三者でのネットワークの活用は、時間的かつ有効性、利便性により、市民が主体的に参画する機会を与えらると思う。	要検証
	日常的な生活感の市民の観点だけでなく、まちづくりの観点からの専門分野からのアドバイスを受ける仕組みがあってもいいのではないか。	要検証
	情報社会の今、高齢者でもスマートフォンを持ちインターネットを使いこなす方も多いが、まだまだ使いこなせない人はいる。Society5.0の時代がすぐそこに・・・実感がある。それだけに人間（心と心）中心の社会であって欲しいと強く思う。	要検証
	新時代のシステムも大切ですが、システムに頼りすぎ目の不自由な障がい者に書類を示し「これを読んで記入するように・・・」などとなないようにしてほしい。	システムはあくまでも補助に過ぎないことを認識し、引き続き市民の方に寄り添った窓口の対応を心掛けます。
	条例制定から10年が経過していますが、この間、本市においても人口減少が進んでいる。諮問の理由にも「持続可能な地域社会」という文言がみられるが、「持続可能性」の考えは盛り込む必要があるはず。本市にも、日本語を母語としない方が居住しており、COVID-19の影響が残るとはいえ、グローバル化はさらに進展する。こうした状況を考慮するなら、まちづくりにも「多様性」の概念も必要となると考える。	要検証
	通信技術を活用した、北本市民のコミュニケーション作りが必要。	要検証
	いじめ条例などの新しい条例はないのか。 ①立川市：制定運用長期実績有り→改定案作成中 ②可児市：標準的な条例 ③高森町：簡潔で庶民的条例 苛め条例の肝は苛められている当事者が行政に情報公開といじめ調査委員会の設置を要求できる条文を盛り込むことと思う。	要検証

自治基本条例の各条検証と取組状況

行政経営部行政経営課

令和 3 年度第 1 回 北本市自治基本条例審議会

R3.4.13

憲法の場合

憲法

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

理念上、法解釈上ともに上下関係

法律

- ・生活保護法
- ・国民年金法

自治基本条例では

自治基本条例

第4条

市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。

2 市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するものとする。

3 市長等は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障するものとする。

4 市民及び市は、それぞれの責務を認識し、協働してまちづくりを進めるものとする。

理念上
上下関係

法解釈上
同格

条例

- 北本市協働推進条例
- 北本市市民参画推進条例 など

条項の解説

前文

制定過程

北本市の特色や課題として、市街地に残された雑木林が年々減少している問題を取り上げ、緑を残すためにはどのような取り組みを進めればよいかについて議論。また、その問題をこの自治基本条例の中にどのような形で位置付けたらよいかについても議論。

自治基本条例の位置づけを確認

自治基本条例は自治の基本的な事項を定める条例であるため、北本市の特色である緑を残す問題等については、この前文の中で市民憲章とともに触れるに止め、その問題をはじめ、解決しなければならない様々な課題について、今後は、市民、議会と行政が協働して問題解決に取り組む必要性を明記することに。

第1条

制定過程

まちづくりに関する基本的な事項のほか、市の職員は市長の補助機関であるため、その責任を自覚し、一人ひとりがしっかりと役割を担って欲しいという市民の強い思いから、「議会及び市長等」に責務を位置付ける必要性について議論。

条例の位置づけや前文との比較



職員の法的な位置づけの再確認

第10条に単独の項目を設けて職員の責務を規定することに。

第2条

制定過程

この条例を市の最高法規とする意図・考えから「北本市における最高規範」とすることについて議論。

市民が主役となってまちづくりを進めるという観点



上位法との観点

主語を「市」として明確に記載。他法との整合性の観点から「市政運営における最高規範」という表現に。

第3条

制定過程

本条例の本質となる、「協働」「参画」とともに、「まちづくり」について定義すべきか議論。



ニセコ町等の
自治基本条例先進地の事例等を検証

「まちづくり」の概念は非常に広く、定義づけを行うことにより、可能性を限定してしまう等、実効性を喪失してしまうことが考えられるため、定義は行わないことに。また、この条例における「市」及び「市長等」の定義を明確に。

取組例

- ・ 北本市協働推進条例
- ・ 北本市市民参画推進条例
- ・ 北本市協働推進等庁内委員会設置規則

第4条

制定過程

協働のまちづくりを進めるためには、市民が市政のあらゆる過程に参画することが理想の形であると考え、「市民は主体的にまちづくりに参加するものとする」とし、参加の在り方を議論。



課税、法規制に関連する業務等
行政のみが単独で行うべき業務の存在

市民が市政のあらゆる過程に主体的に参加することは難しいことから、「積極的にまちづくりに参加するものとする」とし、「参画の機会を保障」し「市民の意思を市政に反映させる」という表現に。

取組例

- ・ 北本市情報公開条例
- ・ 北本市市民参画推進条例
- ・ 北本市協働推進等庁内委員会設置規則

第5条

制定過程

市民の自治会への加入を市民の義務として条項に位置づけすべきであるとの議論。

根幹の整理



「まちづくり」の根幹には、自治会や地域コミュニティ活動を含めた「地域活動」が不可欠。主体的な参加が「地域活動」を活性化させるという議論のもと、自治会や地域コミュニティ活動への参加を「市民相互の連携」という表現にし、そこへの参加を市民の努力義務に。

取組例

- ・ 北本市公式HPオープンデータ
- ・ 北本市自治会振興交付金交付要領
- ・ 北本市自治会集会施設整備事業等補助金交付要綱

第6条

制定過程

議会への要望として、「より一層のチェック機能の強化」、「議論の過程の明確化」、「議員個人の力量の向上」等の議論。とりわけ共通の意見は、「市民の思いを正しく反映させる議会であって欲しい。」とのこと。

地方自治法における議会の役割



伊賀市等の先進事例の研究

- ・議会の機能として地方自治法に定められた意思決定機関としての役割、市長等の監視機能を明記。
- ・地方自治法第1条の2「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」を参考とし、文言を「市民の福祉の増進」へ。

取組例

- ・北本市議会基本条例

第7条、第8条、第9条

制定過程

議員の責務、市長の責務のほか、市長部局以外の教育委員会等の執行機関の責務についても明確に位置づけておくべきという議論。規定したもののほか、北本市の独自性を打ち出すよう努めること等も市長の責務として考え取り組んで欲しいとの考えをもとに議論。



直近の課題への対応はもとより、長期的な視点で市の将来を見据えた政策に取り組むこと等も重要であるという意見も出されましたが、長期的視点でまちづくりに取り組むことは、総合計画等の項目に市の責務として規定することに。

取組例

- ・ 北本市議会議員政治倫理条例
- ・ 総合振興計画の実行
 - ・ 予算編成、事業実行、行政評価
- ・ 市長への手紙
 - ・ 北本市公式HP上で公開
- ・ 付属機関等の会議記録等の公開
 - ・ 北本市廃棄物減量等推進審議会
 - ・ 北本市環境審議会

第10条

制定過程

職員は、第3条に規定する通り、北本市民であるということを自覚し、それぞれがより良いまちづくりのために積極的に職務に取り組んで欲しいとの考えをもとに議論。



職員は新しい時代に合った新しい分野の知識の習得に努めるとともに、自らの担当以外の仕事についても広く理解し、常に広い視野を持って取り組んで欲しいとの考え方から、研鑽に努めるという規定とすることに。

取組例

- ・ 北本市職員倫理規程
- ・ 北本市職員服務規程
- ・ 職員研修
 - ・ 災害時の罹災証明発行研修など

第11条

制定過程

制定当時は地方自治法第2条第4項に、市町村が総合的な行政運営を図るための基本構想を作成する義務が明記。この条項について、執行機関が基本構想と構想を実現するための計画を策定し、このことに基づいた行政運営を行うことを行政の義務として定める議論。



- ・まちづくりの基本的な構想を策定する際には、市民参画を求めたうえで策定することが行政の義務として明確化することに。
- ・市長等は総合振興計画に基づく行政運営を行うことを明記。

取組例

- ・第五次北本市総合振興計画
 - ・第五次北本市総合振興計画前期基本計画（案）概要に関する市民説明会
 - ・第五次北本市総合振興計画実施計画の北本市公式HP上で公表

第12条

制定過程

行政評価を実施する目的について、「説明責任が果たされる行政の実現」、「効率的で質の高い行政の実現」、「市民の視点に立った成果重視の行政の実現」にあることを踏まえ議論。



市において行政評価を実施し、その評価結果を広く市民に公表。公表された評価結果について市民から意見を聴取することにより、事業の改善に生かされる仕組みが確立するものと考え、明記。

取組例

- ・ 総合計画の進捗管理
 - ・ 公式HP上で第五次北本市総合振興計画実施計画を公表
- ・ 事務事業評価
 - ・ 公式HP上で事務事業ごとに進捗状況等を掲載
- ・ 行政報告書

第13条

制定過程

策定段階において既に北本市行政手続条例を制定し、市が行う仕事のうち、各種申請、不利益処分、行政指導、届出についてのルールを示し、市政運営の公正、透明性の向上と、市民の権利利益の保護に努めていた。引き続き市民の権利利益の保護について議論。



制定済みの行政手続条例との
整合性

この条項は、将来に渡って行政手続条例の精神を担保するための規定として定めることに。

取組例

- ・ 北本市行政手続条例
- ・ 北本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

第14条

制定過程

地域の問題に対し、「市の市民に対する説明が足りないため生じるのではないか」、「市がきちんと説明責任を果たさないため、問題が起きるのではないか」という意見。「議会に対して説明しただけでは市民に対して説明したことにはならない」点を重視し議論。



主体を「市」と定めていましたが市政運営における説明責任の主体は、「市長等」であるため、そのように改め、その説明の責任を明記することに。

取組例

- ・ 北本市議会基本条例
- ・ 市民説明会
 - ・ 北本市公共施設適正配置計画説明会
- ・ 広報
 - ・ 広報北本、公式HP、公式SNS

第15条

制定過程

財産管理や財政の公表について別条に定めていましたが、類似性から同条内にまとめることに。成立過程では市民サービスと密接に関係する財政運営の原則について議論。



受益者負担の原則を取り入れて不公平感の解消を図ることやNPO等に代表される市民活動団体との財政の関連を進めることも必要との意見が出ました。しかし効率的な行政経営を考える一方で、非効率的であるとしても生活保護など行政でしか担えない福祉面で必要な行政措置も担保しておく必要性が議論された結果「効率的な運用」という表現として、行政も経営的な視点を持って業務に当たる必要性を示すことに。

取組例

- ・ 財政状況の公表
 - ・ 北本市公式HP上で公開
- ・ 財政計画の策定・公表
 - ・ 北本市公式HP上で公開
- ・ 固定資産台帳の作成・管理

○北本市自治基本条例

平成21年9月30日

条例第22号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 まちづくりの基本原則（第4条）

第3章 まちづくりの主体の責務等

第1節 市民（第5条）

第2節 議会（第6条・第7条）

第3節 市長等（第8条—第10条）

第4章 市政運営（第11条—第15条）

第5章 情報共有（第16条・第17条）

第6章 参画及び協働（第18条—第24条）

第7章 他団体との連携及び協力（第25条）

第8章 実効性の確保（第26条・第27条）

附則

私たちのまち北本市は、江戸時代初期に整備された中山道が市域のほぼ中央を南北に走り、西端には、かつて当地と江戸を結ぶ舟運が発達した荒川が流れるまちです。

先人たちは、その中山道や荒川、現在に残す雑木林等、恵まれた立地条件と自然環境のなかで、知恵と工夫と努力により、日々の生活を営みながら、歴史と文化と豊かな自然を現在に残してきました。

今、地方分権の時代を迎え、私たちには、自らのことは自らが決し、その責任は自らが負うという自治の理念の下に、市民主権の地方自治を確立することが求められています。

そのためには、市民はまちづくりの主役となり、自らの責任においてまちづくりに参加し、市は開かれた市政の確立と市民の参画が可能な仕組みづくりに努め、市民と市とが情報を共有し、協働してまちづくりを進める必要があります。

このような認識の下に、私たちは、北本市における住民自治を確立し、豊かな自然と歴史的文化遺産を次世代へと引き継ぎ、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築くため、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、北本市におけるまちづくりの基本原則を明らかにするとともに、まちづくりの主役である市民の権利及び責務、議会及び市長等の責務並びにまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、まちづくりにおける市民の参加並びに市民及び市の協働の推進を図り、もって誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちを実現することを目的とする。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、北本市におけるまちづくりの最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重しなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住み、市内で働き、若しくは市内で学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者をいう。

(2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。

- (3) 市議会及び市長等をいう。
- (4) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (5) 参画 市長等が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程に参加することをいう。
- (6) 協働 対等の立場で共通の目標に向けて協力することをいう。

第2章 まちづくりの基本原則

第4条 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。

- 2 市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するものとする。
- 3 市長等は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障するものとする。
- 4 市民及び市は、それぞれの責務を認識し、協働してまちづくりを進めるものとする。

第3章 まちづくりの主体の責務等

第1節 市民

(市民の権利及び責務)

第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利、参画する権利及び行政サービスを等しく受ける権利を有する。

- 2 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。
- 3 市民は、市民相互の連携に努めるものとする。
- 4 事業者は、まちづくりに関し理解及び協力をするとともに、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。
- 5 事業者は、事業を行うに当たっては、住環境に配慮し、市民が安心して住むことができるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

第2節 議会

(議会の責務)

第6条 議会は、北本市の意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めなければならない。

2 議会は、市政運営への監視機能を高めるとともに、市民の福祉の増進に努めなければならない。

3 議会は、議会に関する情報を市民に分かりやすく説明する責務を有するとともに、開かれた議会運営に努めなければならない。

(議員の責務)

第7条 議員は、住民の信託にこたえ、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

第3節 市長等

(市長の責務)

第8条 市長は、第4条に規定する基本原則にのっとり、この条例の目的の達成のために必要な施策を講じなければならない。

2 市長は、北本市の代表者として住民の信託にこたえ、公平、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

3 市長は、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を構築しなければならない。

4 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、その能力及び知識の向上を図らなければならない。

(他の執行機関の責務)

第9条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて市長と同等の責務を負い、他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。

(職員の責務)

第10条 職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、常に研鑽^{さん}に努めるとともに、職員相互に連携し、及び協力しなければならない。

3 職員は、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

第4章 市政運営

(総合計画等)

第11条 市は、第4条に規定する基本原則にのっとり、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長等は、総合計画に基づく市政運営を行わなければならない。

(行政評価)

第12条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市政運営に反映させるよう努めなければならない。

2 市長は、行政評価の結果について、市民に分かりやすく公表するとともに、市民が意見を述べることができる機会を設けなければならない。

(行政手続等)

第13条 市長等は、処分その他の行政手続について、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護しなければならない。

2 処分その他の行政手続に関し必要な事項については、別に条例で定める。

3 市長等は、違法性や不当性の事実を確認したときはその是正に努めなければならない。

(説明責任)

第14条 市長等は、政策の企画立案、実施及び評価に当たり、その内容、必要性等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(財政運営及び財産管理)

第15条 市長は、中長期的な財政の見通しの下に、健全な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、自立的な財政基盤の強化に努めるとともに、財源の効果的かつ効率的な活用を図らなければならない。

3 市長等は、北本市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を図らなければならない。

4 市長は、財政状況及び財産の保有状況を分かりやすく公表しなければならない。

第5章 情報共有

(情報の公開及び発信)

第16条 市は、市政に関する市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならない。

2 市が保有する情報の公開に関し必要な事項については、別に条例で定める。

3 市は、市民の参画及び市民との協働によるまちづくりを推進するため、積極的に情報の発信を行わなければならない。

(個人情報の保護)

第17条 市は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等の権利を保障することにより、公正な市政運営を確保し、市民の基本的人権を擁護しなければならない。

2 個人情報の適正な取扱い及び市が保有する自己に関する個人情報の

開示、訂正等に関し必要な事項については、別に条例で定める。

第6章 参画及び協働

(参画及び協働の推進)

第18条 市長等は、市民の参画を推進しなければならない。

2 市は、市民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。

3 市民の参画並びに市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項については、別に条例で定める。

(附属機関等の委員の選任)

第19条 市長等は、附属機関及びこれに類するものの委員の選任をするときは、その委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

(パブリック・コメント手続)

第20条 市長等は、重要な計画の策定及び条例の制定に係る案について、パブリック・コメント手続を実施し、市民が意見を述べることができる機会を保障しなければならない。

2 パブリック・コメント手続に関し必要な事項については、別に条例で定める。

(意見、要望等への対応)

第21条 市長等は、市民による市政への意見、要望等があったときは、その内容について必要な調査を行い、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(コミュニティの活動の支援)

第22条 市長等は、地域に根ざした自治会その他のコミュニティの活動の役割を認識し、その活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。

(公益的活動の支援)

第23条 市長等は、市民の公益的活動を積極的に支援するよう努めなければならない。この場合において、市長等の支援は、市民の自主性を損なうものであってはならない。

(住民投票)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、住民投票を実施するものとする。

(1) 法令の定めるところにより、選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。

(2) 法令の定めるところにより、議会の議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。

(3) 市長が自ら住民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。

2 住民投票の実施に関し必要な事項については、それぞれの事案に応じ、前項の条例で定める。

3 市民及び市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第7章 他団体との連携及び協力

第25条 市は、共通する課題の解決のため、国及び他の地方公共団体との連携及び協力を努めなければならない。

第8章 実効性の確保

(北本市自治基本条例審議会)

第26条 市長は、この条例を守り育て、適切なまちづくりの推進を図るため、北本市自治基本条例審議会を設置する。

2 北本市自治基本条例審議会は、市長の諮問に応じるもののほか、当該審議会の長が必要に応じて招集し、次に掲げる事項について調査審

議する。

- (1) この条例の適切な運用に関すること。
- (2) この条例の見直しに関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、まちづくりの推進のため、市長及び当該審議会が必要と認める事項に関すること。

(この条例の検証及び見直し)

第27条 市長は、この条例を社会、経済等の情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、検証し、及び見直さなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○北本市自治基本条例審議会規則

平成22年2月10日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市自治基本条例（平成21年条例第22号）第26条の規定に基づき、北本市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 自治会その他のコミュニティの活動に携わる者
- (2) ボランティアその他の公益的活動に携わる者
- (3) 公募による市民
- (4) 知識経験者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策部協働推進課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

北本市自治基本条例審議会委員名簿

参考資料

(敬称略・順不同)

◆第1号委員(自治会その他のコミュニティの活動に携わる者) 2名

NO	氏名	備考	新任・再任
1	スナガ 須永 アキオ 昭夫	北本市自治会連合会【団体推薦】	新任
2	タシマ 田島 ヤスオ 和生	(一社)北本市コミュニティ協議会【団体推薦】	再任

◆第2号委員(ボランティアその他の公益的活動に携わる者) 3名

NO	氏名	備考	新任・再任
1	タカマツ 高松 テエコ 千恵子	(福)北本市社会福祉協議会【団体推薦】	再任
2	カウ 加藤 ヨウイチ 陽一	北本市商工会【団体推薦】	再任
3	ナガンマ 長島 ユキエ 幸枝	(特非)北本市手をつなぐ育成会【団体推薦】	再任
4	ヤスエ 安江 ヨウ 洋	(特非)北本市観光協会【団体推薦】	新任

◆第3号委員(公募による市民)

NO	氏名	備考	新任・再任
1	ニシムラ 西村 カズキ 一孝		新任
2	マキ 槇 カジ 拓治		新任

◆第4号委員(知識経験者) 1名

NO	氏名	備考	新任・再任
1	カウ 加藤 ヨシオ 芳雄	前 北本市自治連合会会長 元 北本市市民参画・協働推進審議会委員	再任

任期 令和2年7月1日～令和4年6月30日(2年)

